

添付法令資料 3 :

ミャンマー国会社法 (目次)  
(2017 年 / 連邦議会法律第 29 号)  
ビルマ暦 1379 年 / ナッド一月黒分 3 日  
(2017 年 12 月 6 日)

- 第 1 編 効力発生及び定義
- 第 1 章 名称、効力発生及び定義 (第 1 条)
- 第 2 編 組織形態、定款、会社設立及び権利・権限
- 第 2 章 会社及び組織 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 会社の基本的必要事項及び権利・権限 (第 4 条及び第 5 条)
- 第 4 章 この法律に基づく会社設立及び登記 (第 6 条ないし第 10 条)
- 第 5 章 会社の定款 (第 11 条ないし第 24 条)
- 第 6 章 会社の名称 (第 25 条ないし第 27 条)
- 第 7 章 会社の取引の実施 (第 28 条ないし第 31 条)
- 第 8 章 会社登記前に実施する事項 (第 32 条ないし第 36 条)
- 第 9 章 この法律に基づく登記があり、又は登記しなければならないその他のコーポレーション (第 37 条ないし第 56 条)
- 第 10 章 会社の種類の変更 (第 57 条ないし第 59 条)
- 第 3 編 会社の資本に関する株式及びそれに関連する諸事項
- 第 11 章 株式その他の有価証券 (第 60 条ないし第 82 条)
- 第 12 章 株式その他の有価証券の譲渡 (第 83 条ないし第 88 条)
- 第 13 章 登記表及び会社が有する権益に対する証憑 (第 89 条ないし第 105 条)
- 第 14 章 利益分配 (第 106 条ないし第 111 条)
- 第 15 章 株式資本に影響を及ぼす行為及び事項 (第 112 条ないし第 140 条)
- 第 4 編 運営及び管理・統治、公衆に対するオファー、抵当及び担保並びに会社の会計のメンテナンス
- 第 16 章 会社事務所及び名称 (第 141 条ないし第 144 条)
- 第 17 章 会議及び会社の遂行 (第 145 条ないし第 159 条)
- 第 18 章 取締役及び取締役の執行権限及び義務 (第 160 条ないし第 191 条)
- 第 19 章 会社株主の権利及び救済権 (第 192 条ないし第 201 条)
- 第 20 章 公開会社が株式を売却するためのオファーに関する諸事項 (第 202 条ないし第 222 条)

第 21 章 国外で設立されたコーポレーションがオファーする株式 (第 223 条  
ないし第 227 条)

第 22 章 会社が設定することのできる抵当及び担保 [注: 原文は、**mortgages  
and charges** の趣旨である。] (第 228 条ないし第 253 条)

第 23 章 財産管理人 [注: 原文は、**receiver** の趣旨である。] の任命、帳簿の  
作成、外国コーポレーションが提供する担保の登記 (第 254 条ないし  
256 条)

第 24 章 財務報告書及び監査に係る事項 (第 257 条ないし第 285 条)

第 25 章 仲裁、債権者と株主との協議・合意及び株式を譲渡する権利 (第 286  
条ないし 291 条)

第 5 編 解散

第 26 章 会社の解散 (第 292 条ないし第 412 条)

第 27 章 登記のない会社の解散に関する事項 (第 413 条ないし第 418 条)

第 6 編 登記官及び登記事務所の権限

第 28 章 登記官、登記事務所、文書の登記、審査権限及び費用 (第 419 条な  
いし第 431 条)

第 7 編 訴訟・調査の実施及び違法行為

第 29 章 裁判所の管轄権限及び訴訟・調査の実施 (第 432 条ないし第 451 条)

第 30 章 違法行為及び抗弁に係る事項 (第 452 条ないし第 461 条)

第 8 編 雑則

第 31 章 雑則規定 (第 462 条ないし第 464 条)

第 32 章 効力発生に関する規定及び経過規定 (第 465 条ないし 476 条)